

18 自立支援局における心理療法士の業務について～心理面接業務を中心に～ (第2報)

自立支援局 総合相談支援部 総合支援課
石井光樹、森公士朗、森田勝義

【はじめに】

令和5年4月1日から自立支援局(所沢)の全利用者へ心理的な支援を行うことを目的として、心理療法士という役職が新たに設けられ、公認心理師1名が配属となった。令和6年度は昨年に引き続き心理療法士の業務を新たに開拓・整理することを目的に活動を行ったので、その内容を報告する。

【心理療法士の基本理念と基本方針】

「基本理念」としては、「障害の種別や程度にかかわらず、自らを人生の主体者として受入れ、考え、行動し、自立及び自律が獲得できるように利用者を心理学的な側面から支援すること」とした。「基本方針」としては「利用者が自立支援局のサービスを円滑に受けられるように心理学的な側面から支援すること」とした。

【各サービス個別の心理的支援業務】

高次脳機能障害者を対象とする自立訓練(生活訓練)における業務としては一週間に一度の頻度で訓練及びカンファレンスに参加し、心理療法士の視点から情報提供や助言を行った。発達障害者を対象とする就労移行支援業務に関して一か月に2回の頻度で室ミーティングに、一週間に一度の頻度で訓練に参加した。また、利用者2名に対してSST(ソーシャル・スキル・トレーニング)を発達障害支援室職員の協力を得ながら合計3回実施した。頸髄損傷等による重度の肢体不自由者を対象とした肢体機能訓練課では、利用者3名に対して就労に関するグループワークを肢体機能訓練課職員の協力を得ながら合計3回実施した。視覚障害者を対象とする理療教育課では、教官16名に対して利用者接遇に関する研修を1回実施した。

【心の健康に関する業務～スクリーニング評価及び心理面接業務について～】

令和6年1月から、スクリーニング評価及び心理面接業務を開始した。令和6年4月には新規採用及び転入職員に対して、スクリーニング評価及び心理面接業務の目的や意義、利用方法に関する説明会を開催し、協力を依頼した。スクリーニング評価については、8月31日までに169件のデータが提出された。9月にはサービスごとにデータの集計・分析を行い、担当課に文書でのフォードバックを行った。心理面接業務については、9月までに利用者4名に対して合計10回の初回面接及び心理面接を実施した。

【今年度までの取組結果】

各サービス個別の心理的支援業務においては、既存の枠組みに心理学的な側面から支援を加えることでサービスの質の向上を図った。心理的支援業務及び心の健康に関する業務については、スクリーニング評価を用いた高リスク利用者の早期発見ができるような仕組みを構築した。また、心理面接業務については、心理学的な側面から支援することで利用者の訓練参加や生活の安定が図られた。